審查要領

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業【地域日本語教育実践プログラム】における事業者の審査、評価及び選定を行うための企画・評価会議を置く。(「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 企画・評価会議 設置要項(平成26年4月23日文化庁次長決定))本事業の選定は企画・評価会議によって決定するものとし、企画・評価会議委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密保持)

第1 企画・評価会議委員は、本審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査 内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、企画・評価会議委員 として取得した情報(企画提案書類等の各種資料を含む。)は、厳重に管理しなければ ならない。ただし、公表されている内容についてはこの限りではない。

(利害関係者の審査)

- 第2 企画・評価会議委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、 すみやかに文化庁国語課に文書で申し出なければならない。
 - (1) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で企画・評価会議委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (2) 企画・評価会議委員が所属している機関から申請があった場合
 - (3) 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (4) 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を企画・評価会議委員自身が受けている場合
 - (5) 企画・評価会議委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ 競争参加者からその対価を企画・評価会議委員自身が受け取っている場合
 - (6) 企画・評価会議委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有 している場合
 - (7) その他、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む)との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該企画・評価会議委員はその関係性を有する 競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁国語課は企 画・評価会議に当該企画・評価会議委員の審査の可否についての決定を求めなければな

らない。ただし、当該企画・評価会議委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合は その限りではない。

- 3 企画・評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに企画・評価会議委員の中から 主査を選任し、当該企画・評価会議委員の審査の可否について決定しなければならない。 また、企画・評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 企画・評価会議委員は、前項により企画・評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。
- 5 企画・評価会議委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する企画・評価会議委員を選定し直さなければならない。

(不公正な働きかけ)

- 第3 企画・評価会議委員は、申請する団体から何らかの不公正な働きかけがあった場合はすみやかに文化庁国語課に報告しなければならない。
- 2 文化庁国語課は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

以上